本訴：令和４年（ワ）第８２９６号

反　　訴　　状

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２２年０５月２０日

東京地方裁判所民事第１９部　御中

　　　　　　　　原告　　　　　　　　　　　　　　　　　孫　　樹斌　印

　　〒１３６－００７３　東京都江東区北砂５丁目２０番１０－６０９号

（送達場所）

電　話　０８０－４６５８－１５１８

　　 原　　　　　　　　告　　　孫　　樹斌（そん　じゅひん）

　　〒１４１－００３１　東京都品川区西五反田２丁目２８番５号

　　　　　　　　被　　　　　　　　告　　大宇宙ジャパン株式会社

上記代表者代表取締役　　中山　国慶

　　〒１７０－００１３　東京都豊島区東池袋1丁目３０番１２号

城北自動車会館６階　池袋総合法律事務所（送達場所）

電話　03-3980-9190　FAX　03-3984-2484

　　　　　　　　被告訴訟代理人弁護士　　鶴森　雄二

地位確認など請求事件

請求の賠償金額　５００万円

# 請求の趣旨

# 地位確認

## 反訴原告は　被告に対し、雇用契約上の権力を有する地位にあることを確認する。

## 上記１と共に、反訴被告は　原告に対し、２０２１年９月から、本判決確定の日まで、毎月末日限り、それぞれ金四十一万六千六百六十七円（￥４１６，６６７円）及びこれらに対する各支払日の翌日から支払い済みまで年６％の割合による金員を支払え。

# 慰謝料、費用補償など

## 反訴被告は、その従業員、代理人弁護士をして、原告に対する、原告が精神的苦痛を受ける言動、虚偽告訴、名誉毀損、信用棄損などをさせない措置を講ぜよ。原告が受ける長時間な精神的損害に対する賠償は慰謝料金三千万円（￥３０００万円）である。

## 反訴被告は、原告に対する、原告が長時間訴訟を受ける就職できず、長時間な健康損害に対する賠償は２０２１年９月1日から本判決確定の日まで、毎日金三千円（￥３０００円）を支払え。

## 反訴被告は、原告に対する、原告が長時間訴訟を受ける、就職できず、現金も不足し、受ける独立行政法人都市再生機構の訴訟に対する賠償は２０２１年９月1日から、本判決確定の日まで、毎月末日限り、それぞれ金二十万円（￥２０万円、住居各費用、支払手数料と遅延利息なども含め）及びこれらに対する各支払日（当月の２５日）の翌日から支払い済みまで年（３６５日当たり）１４．５６５％の割合による金員を支払え。

## 反訴被告は　原告に対し、２０２１年９月1日から、本判決確定の日まで、　発生する医療費用を　全て賠償する。

## 「令和３年（ヨ）第３３６７号　動産仮処分命令申立事件」の申立、及び関連の抗告、特別抗告を通じて、訴訟関連の各種費用は　全て反訴被告の負担とする。

# 物件損害

# 犯罪の予防

## 反訴被告のその従業員、訴訟代理人弁護士たちの虚偽告訴【刑法第百七十二条】、名誉毀損【刑法第二百三十条】、信用毀損【刑法第二百三十三条】の事実を書類送検する。

# 本件の訴訟費用は反訴被告の負担とする。

# 仮執行宣言

との判決を求める。

# 請求の原因

# 地位確認

## 労働契約

### 社長の「解除権の行使」

社長は　会社の代表として　解雇・退職について　２０２２年５月１日まで　一回連絡しなかった。

会社は　２０２２年５月１日まで　社長さんの「解除権の行使」の承認記録と　会社印鑑使用の承認記録を提示しなかった。

【民法第五百四十条（解除権の行使）】により　原告は　会社の「正社員」の地位である。原告は　パソコンと社員証を返却することが　必要しない。

【甲２の６「特別抗告申立書」の「第２　申立ての理由」の２】

【甲２の４「即時抗告状」の「第３　即時抗告の理由」の１】

### 退職手続き

原告は　今まで　退職手続きも　サインしなかった。

## 会社から支給する動産

会社は　全体社員にパソコンと社員証を支給している。

# 虚偽告訴

## 解雇理由

会社が提出した「解雇理由証明書」の理由は　ほとんど　無事実な嘘だ。

【労働契約法第十六条（解雇）】により　２０２１年１１月１７日　東京地方裁判所第９部裁判官に　「会社は　証拠・証人を裁判に提出することが必要する。」を請求した。裁判官は　会社の弁護士に　「何日、だれ　何の事など詳しい証拠を提出する」を口頭で命令した。

けれども　今まで　ずっと　裁判所に何も提出しなかった。

【甲２の２】

## 民事訴訟の当事者の責務

【民事訴訟法第二条（裁判所及び当事者の責務）】により　当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない。

２０２１年１２月6日被告は　はっきり　東京地方裁判所第３３部裁判官に　「会社は　地方裁判所に無事実理由の申立書を提出した。」を話した。更に　品川労働基準監督署石塚監督官の電話録音を　裁判官、会社の弁護士に放送した。録音に　石塚監督官は　「会社へ行きました。会社側は　“解雇の件は社長に承認されました。”を話したが　詳しい記録は　提示しません。」を話した。

【録音あり】

## 名誉毀損、信用毀損

裁判所に無事実な申立書を提出することは　　もう【刑法第二百三十条（名誉毀損）】、【刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）】を違反した。

個人の名誉、社会信用は人権だ。【憲法第十一条】「人権は、侵すことのできない永久の権利だ。」により。会社の無事実提訴は　酷い違法行為だ。

【甲２の４「即時抗告状」の「第３　即時抗告の理由」の３】

# 物件損害

裁判官は　証拠と証人を無視して　不公正の裁判決定を決める、さらに強制な執行する。

ドアを解錠する時　暴力団のような執行は　最悪だ。

【甲２-７】【甲２-８】

【甲２-１】【甲２-２】

# 慰謝料の請求の法律根拠

【国家賠償法第一条】により　裁判官は　国家公務員として、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に原告に損害を加えたときは、国が、これを賠償する責に任ずる。

ですから　慰謝料を請求する。

# 書類送検の法律根拠

地方裁判官の不公正・不公平の決定は　、【憲法第七十六条「裁判官は、良心に従ひ職権を行ひ。」】、【民事訴訟法第二条（裁判所及び当事者の責務）】と抵触になった。

【甲１-1】【甲１-２】

【刑法第百九十三条（公務員職権濫用）】により　その裁判官は　公務員として　その職権を濫用して、不公正の裁判の行為が　違法する。

# 結論

上記のとおりであるから、東京地方裁判所の保全事件の決定は，法律の根拠がない、取り消しを請求し、公務員の職権濫用なので　慰謝料を請求する。

# メモ

２０２２年４月東京地方裁判所第３１部の補正命令により　会社事件は　労働審判として　分離し、民事第１１部に移動したが　訴状を訂正して　再作成した。

動産保全事件の事件番号（順位：新➡旧）：

特別抗告：令和4年（ラク）第１４１号　特別抗告提起事件（東京高等裁判所　（第14民事部）　石井　浩、菅原　忠行、塚原　聡、結果：却下）

抗告決定：令和４年（モ）第４０００１号　保全異議申立事件（東京地方裁判所（第33部）　佐藤　卓　裁判官、結果：決定）

保全命令決定：令和３年（ヨ）第２１０６４号　動産の引渡断行仮処分命令申立事件（東京地方裁判所（第33部）　伊藤　由紀子　裁判官、結果：決定）

事件申立：令和３年（ヨ）第３３６７号　動産仮処分命令申立事件（東京地方裁判所（第９部）秋田　智子　裁判官）

**事件ホームページ** https://tci-cn.github.io/

事件資料と録音ファイルをダウンロードできる

# 附属書類

１　訴状副本 １通

２　証拠説明書 １通

３　甲号証（写し） 各１通